

◎新潟県告示第1328号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定（平成17年6月新潟県告示第1331号）の一部を次のとおり改正する。

平成27年10月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

「社団法人新潟県エルピーガス協会」を「一般社団法人新潟県LPガス協会」に、「社団法人新潟県バス協会」を「公益社団法人新潟県バス協会」に、「社団法人新潟県トラック協会」を「公益社団法人新潟県トラック協会」に、「社団法人新潟県医師会」を「一般社団法人新潟県医師会」に、「社団法人新潟県看護協会」を「公益社団法人新潟県看護協会」に改める。